

## 2027年国際園芸博覧会 各種広報物の配送・保管・在庫管理業務委託 仕様書

### 1. 件名

2027年国際園芸博覧会 各種広報物の印刷・配送・保管・在庫管理業務委託

### 2. 目的

#### (1) 各納品場所への広報物配送

GREEN×EXPO 2027 の機運醸成を目的として、自治体・企業等全国各地の施設にポスターの掲出、及びチラシ・パンフレット等の配架していただくため、各広報物の配送を行う。

#### (2) 広報物の保管・在庫管理

(1)で配送する各種広報物について、あらかじめ2027年国際園芸博覧会協会（以下博覧会協会）、または印刷業者から納品することとし、円滑に配送が行われるよう保管・在庫管理を行う。

### 3. 業務内容

#### (1) 広報物の配送業務

##### ア 配送業務

月に1回程度、協会から提示する「広報物配送先・配送部数一覧」に基づいた配送業務を行う。配送は原則として「(2)広報物の保管・在庫管理業務」にて保管しているものから行うものとし、不足する分がある場合には別途博覧会協会ないしは印刷業者から納品するものとする。なお、想定する配送先エリアについては、日本全国内とする。

##### イ 広報物

配送する広報物は原則として下記のとおりとする。

B1版ポスター

B2版ポスター

A2版ポスター

A4版チラシ

A4版パンフレット

※各広報物について、同サイズで異なるデザインのを一度に送付することがあります。

※上記にないサイズ・種類の広報物を送付する必要が出てきた際は別途協議の上送付いただきます。

##### ウ 配送個数

契約期間内に配送する箱の総数については最大で2,700個とする。

#### (2) 広報物の保管・在庫管理

別途博覧会協会もしくは印刷業者から納品された広報物について、契約期間内の保管・在庫管理業務を行う。

## ア 保管業務

広報物が数か月にわたり倉庫に保管されることを想定し、納品時の品質を落とさないように保管すること。なお、一度に保管する広報物の目安は下記表のとおりとする。また、本業務における倉庫での保管および配送中において、不意な事故・火災等により広報物が損傷した場合、受託者の責により補償すること。なお、印刷業者から広報物を直接納品する場合は、立ち合い等のため、博覧会協会の職員が倉庫に出入りすることとし、納品の確認については、必要に応じて納品物の写真を撮影する。

### 【保管枚数の目安】

種類	一度に保管する枚数の目安	単位
B1版ポスター	2,000	枚
B2版ポスター	3,000	枚
A2版ポスター	10,000	枚
A4版チラシ	30,000	枚
A4版パンフレット	15,000	部

## イ 在庫管理

納品された広報物について適正に在庫数の管理を行うこと。なお、月に一度博覧会協会の指定する様式にて在庫数の報告を行うこととする。

## 4. 履行期間・納入期限

履行期間：契約した日から 2027 年 3 月 31 日まで

各月の納入期限：各月 30 日まで。(休日・祝日の場合は前営業日)

## 5. 支払い

受託者は月に一度月末にて、博覧会協会に対して当月の保管・管理実績及び広報物の配送実績に基づいて、その業務にかかった費用の請求を行う。

## 6. その他

- (1) 受託者は、常に博覧会協会と密接に連携を図り、博覧会協会の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的な業務の実施に努めること。
- (2) 本業務の成果品の著作権等の権利は、博覧会協会に帰属するものとする。
- (3) 成果品、作成した資料及び業務遂行上知り得た事項については、いかなる理由があっても他に公表、譲渡、貸与又は仕様してはならない。
- (4) 博覧会協会から提供されるもの以外の図表や写真を使用する場合、著作権等仕様にあたって制約のないものを用意し使用すること。
- (5) 受託者が本業務を実施するにあたり生じた諸事故や第三者に与えた損害等については、受託者が一切の責任を負うとともに、博覧会協会に発生原因及び経過等を速やかに報告し、博覧会協会の指示に従うものとする。

- (6) 本業務を遂行するにあたって必要となる一切の費用は、本仕様書において博覧会協会が負担することとしたものを除き、受託者が負担する。
- (7) 仕様書に定められていない事項や業務内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ博覧会協会と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けること。
- (8) 受託者は、「持続可能性に関する特記事項」に基づき、「持続可能性に配慮した調達コード」を遵守することとします。 (<https://expo2027yokohama.or.jp/about/sustainability/>)
- (9) 受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守すること。

以上